

- 指定医療機関
- 保険医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 難病法指定医療機関
- 身体障害者福祉法指定医配置医療機関

(1)基本診療料の施設基準

- 医療情報取得加算
- ※平日の午後6時以降および土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数	窓口負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
50点	500 円	1,000 円	1,500 円

- 医療情報取得加算
- 当院は「オンライン資格確認」を行う体制を有しており、診療情報(受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他)を取得・活用し、医師が診察室で閲覧できる環境を整備しています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
- 医療 DX 推進体制整備加算
- 医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなどの医療 DX に係る取り組みを予定しています。

- **明細書発行体制等加算**
- 当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。
- **外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算**
- 当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方をすることで、供給・在庫の状況に応じ、適切に医薬品を提供します。ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

(2) 特掲診療料の施設基準

- **コンタクトレンズ検査料 4**
2025年9月からコンタクトレンズ検査料 1 200 点に変更予定

※コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291 点	コンタクトレンズ検査料 4 50 点
再診料	75 点	

- コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。